

開催年月日 令和6年10月1日(火)
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 財産担当局長、
 財産企画担当課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 執務環境の改善について はじめに、執務環境の改善について伺います。 冷涼と言われた北海道の気候ですけれども、地球温暖化、気候変動等の影響で最高気温が30度を超える日が増加して、適切な冷房の使用を呼びかけるほど本道の高温化が問題になっています。執務環境の改善については、質問が続いておりますので、私は絞って具体的に伺いたいというふうに思います。</p> <p>(一) 空調申請について 本庁舎及び別館庁舎における冷房の使用は、通常どのように行われているのか。平日時間外及び休日における取扱いについて伺います。 また、空調の申し込みを行う際、所属長の許可は必要となるのかどうか合わせて伺います。</p> <p>(再) 空調申請について 事務所衛生基準規則の測定方法というのは実測になっています。 本庁舎において、室温と湿度をどのように把握しているのでしょうか。</p> <p>その際ですね、暑さ指数の考え方も反映して考えていただきたいというふうに思っています。</p> <p>(二) 空調稼働時間外申請について 時間外及び休日出勤が発生する場合は、各所属の現場判断によって空調利用の申し込みが可能との答弁でした。 しかし、少なくとも職員から「休日はエアコンが入っていないので団扇で扇いでいる」とか「エアコンがつかないので窓を開けているが、網戸がないので夜は虫が大量に入ってくる」といった声を聞いております。共通していたのは「時間外ですとか休日にはエアコンがつかない」と認識しているということでした。 本庁舎及び別館庁舎の空調稼働時間外申請件数については、昨年度の夏季、冬季それぞれの日数、延長日数、申請件数というものを示していただきたいと思います。</p>	<p>(財産企画担当課長) 空調の運用についてでございますが、本庁舎及び別館庁舎におきましては、夏の間、室内温度が28度以下になるよう、本庁舎では、8時から17時30分まで、別館庁舎では、7時30分から17時30分まで、空調を稼働しているところでございます。 また、勤務時間外及び休日におきましては、各所属からの申込みにより、空調を稼働しており、申込みにあたりましては、所属長の許可は不要としてございます。</p> <p>(財産企画担当課長) 空調の運用についてでございますが、室温につきましては、執務室毎に設置しているセンサーによりまして、また、湿度につきましては、各階の南北2箇所に設置しているセンサーにより冷暖房管理室において把握しているところでございます。</p> <p>(財産企画担当課長) これまでの実績についてでございますが、昨年度の6月から9月の122日のうち、本庁舎におきまして各所属から申請のありました件数につきましては、348件、延長した日数が91日、別館庁舎におきましては、申請件数が191件、延長した日数が102日。 また、昨年度の4月及び5月、10月から3月までの244日のうち、本庁舎におきましては、申請件数は2,385件、延長した日数が199日、別館庁舎におきましては、申請件数は922件、延長した日数が235日、となっているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 職員への周知について</p> <p>申請件数と延長日数に乖離があると思うんですけども、いまの答弁ですと、夏季の4ヶ月に対して冬季は8ヶ月と対象期間が異なるものの、本庁舎は夏季についてはですね、冬季に比べてわずか15%程度の申請に留まっているということが明らかになったわけです。夏でも冬でも申請ができるという意識が職員に浸透していないのではないかと考えております。</p> <p>総務部では、夏季の冷房使用について職員にどう周知を行ってきたのでしょうか。</p> <p>適宜の周知では足りないということの表れだと思うんですね。ですから一層周知していただきたいというふうに思います。</p> <p>(四) 執務環境の改善強化について</p> <p>「第4期道の事務・事業に関する実行計画」では「冷暖房の設定温度の厳格な管理」と明記されておまして、冷房温度を28度に設定するとしていたものが、現在の計画では「設定温度の適切な管理」として、具体的な温度設定はされておられません。道庁は室温が28度以下になるよう、空調稼働させているという先ほどの答弁だったんですけども、気温に限ってしまうと、そういう目安だとですね、湿度が高い中でもなかなか冷房が入らないという声が私どものところに届いております。</p> <p>暑さに耐えて執務を行うという状態を一刻も早く解消することが職員の健康、それから意欲のある効率的な業務執行にとって何よりも大切だと考えております。執務環境の改善に向けてよりアップデートしていく必要があると考えますが、いかがお考えでしょうか。</p> <p>暑さで体力を消耗して意欲がなくなるとは困ります。それから健康を害しても困りますので、きちんとそこところはですね、健康第一で運用していただきたいということを申し上げてこの質問は終わります。</p>	<p>(財産企画担当課長)</p> <p>冷房の使用についてでございますが、勤務時間外及び休日の冷房は、冬季間の場合と同様、所属長の許可を要さず、各所属からの申込みを踏まえまして柔軟な対応を行っているところでございます。</p> <p>その上で、気温が暑くなるタイミングなどを踏まえまして、勤務時間外や休日の稼働が必要な場合は、事前に申請することや、外気温が28度を超える日には、窓を閉める等の協力を求めることなどについて適宜職員に周知しているところでございます。</p> <p>(財産担当局長)</p> <p>適切な室温管理に向けた対応についてでございますが、近年、記録的な猛暑に見舞われる中、職員の健康保持や業務の効率化を図るためには、夏場における快適な執務環境の確保が重要と認識をしております。</p> <p>現在、室温が28度以下となるよう設定しており、各執務室に設置しているセンサーにより、冷暖房管理室で室温を把握し、風量調節を行っておりますが、日差しが強い場所や時間帯によりましては設定温度を超えている場合もありますことから、より働きやすい職場となるよう設定温度の柔軟な対応など、冷房設備の効果的な運用につきまして検討を行ってまいります。</p>